

琉球大学学術リポジトリ

固定資産の減損損失と主観のれんの関連性

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2016-08-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 多賀, 寿史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/34665

固定資産の減損損失と主観のれんの関連性

多賀寿史

抄録

本稿で検討したことは、次の3点である。①日本における減損会計基準は、エドワーズ＝ベルの「経営利益の理論と測定」の第2章の主観のれん説を軸に組み立てられていること、②主観のれんの本質は、投資プロジェクトの全体計算における投資価額の超過分であり、主観のれんの実現部分が利益計算に組み込まれていること、そして、③日本の会計基準における減損測定には、主観のれんが回収できないと推定される部分を測定している点に特徴がある。

1. はじめに

アメリカにおいて、アメリカの財務会計基準設定主体である財務会計基準審議会(FASB)が1995年3月に公表したFAS121号「長期資産の減損および処分予定資産の会計処理」(FAS 121)によって初めて減損会計が導入された¹。その後、2001年8月にFAS144号「長期資産の減損または処分の会計処理」(FAS 144)で全面的に差し替えられ、のれんの減損については、2001年6月のFAS141号「企業結合」(FAS141)、FAS142号「のれんその他の無形資産」(FAS 142)で言及されている。

国際会計基準においては、アメリカよりも早く、1982年のIAS16号「有形固定資産の会計」において有形固定資産の減損処理が定められており、その後、IASは1993年に改訂したのち、1998年に、IAS36号「資産の減損」を公表した²。

一方、我が国では、1990年代後半、会計基準の国際的調和化・会計ビッグバンの流れの中で、連結財務諸表、キャッシュ・フロー計算書、退職給付会計、税効果会計、金融商品会計などの会計基準が急ピッチで整備されている中³、減損会計基準が存在していないことが問題視されており、いくたびの議論を経て、2002年8月9日の企業会計審議会の総会で、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下、「意見書」または減損会計基準とする)が公表されて、この基準に関する実務的な指針については企業会計基準委員会(ASBJ)における約1年間の審議を経て、2003年10月31日に「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下「適用指針」とする)が公表された。このことによって、2005年4月からは原則としてすべての企

¹ アメリカにおいて1980年代にビックバス実務の横行があり、そのことがアメリカにおいて減損会計が導入される契機となったといわれている。ビックバスとは、経営陣の交代などを契機に、いわばそれまでの企業の垢を洗い流すように、貸借対照表上の資産価額を大胆に切り下げる実務をさすが、それにより、その後の会計期間における費用負担が軽減され、利益は大きく算定されることを指す。そして、ビックバス実務をとることによって、必要以上にその後の企業業績が向上したような印象を投資家に与える恐れがある。このことは、須田[1985]、辻山[2004]に詳しい。

² IAS36号は2000年に最終改訂されて現在に至っている。

³ 辻山(2003)第1章第1節に詳しい経緯が書かれている。

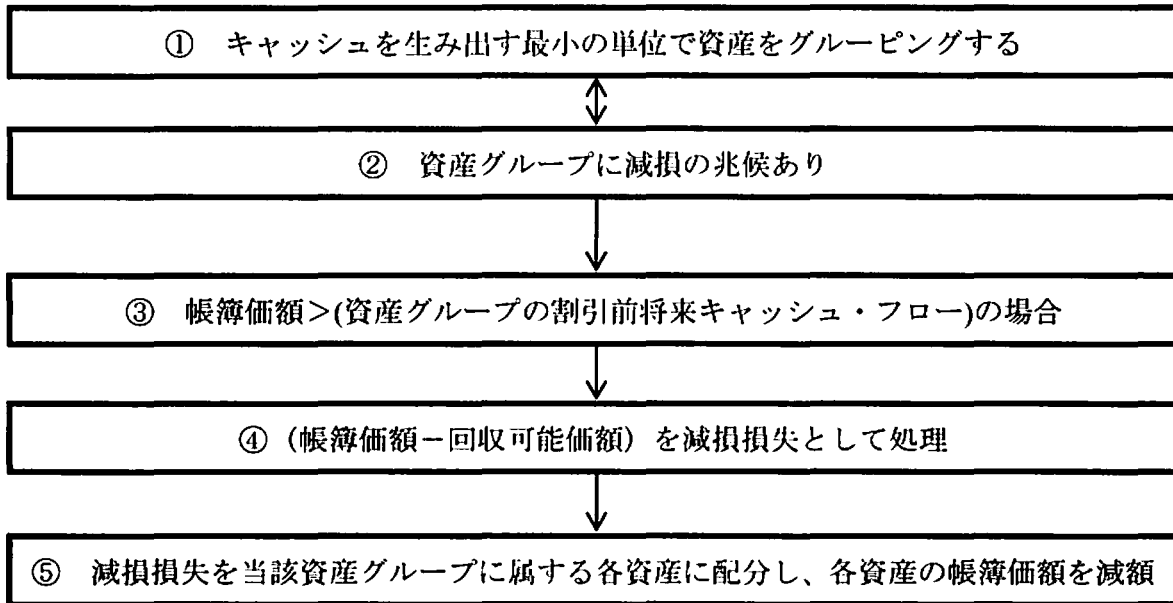
業に減損会計基準が強制適用されることになった。

我が国の減損会計基準は、アメリカ基準における FAS141, FAS142, FAS144、国際会計基準における改訂 IAS16、改訂 IAS36 号を参考にしつつも、日本には固有の特徴がある⁴。それは主観のれん説の採用である。本稿では減損測定における主観のれんの発生とその意義について検討を加えていく。

第2節でまず日本の減損会計基準について簡潔に整理し、3節で主観のれん説について整理して若干の検討を加えて、最後に一定の結論を書いてみようと考えている。

2. 日本の減損会計基準の概要

減損処理の基本的なフローチャートは次のとおりである。



① 減損の判定は、おおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である「資産又は資産グループ」ごとに行われる。単独でキャッシュが生み出される資産は稀であるから、減損測定の出発点は資産のグルーピングである。①と②のボックス間の矢印が双方向になっているのは、①と②が同時に決定の関係にあるからである。

② 資産又は資産グループの減損の兆候を捉えるのであるが、減損の兆候とは「減損が生じている可能性を示す事象」のことをいい、次の点を挙げることができる。

- 1) 資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合
- 2) 事業再編が行われる場合
- 3) 「資産又は資産グループ」の市場価格が著しく下落している場合など

③ 減損の兆候が見られた場合、次に、減損を認識すべきか否かを調査する。具体的には、そ

⁴ 日本と国際会計基準とアメリカの減損会計基準の比較は枚挙にいとまがない。代表的なものとしては、石川[2001]があげられよう。

の「資産又は資産グループ」から生み出される将来キャッシュ・フロー（割引前）の合計額と「資産又は資産グループ」の帳簿価額とを比較し、前者が後者を下回っている場合に初めて減損損失を測定し、認識することになる。

④ 減損損失を認識すべきだと判定された「資産又は資産グループ」については、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として処理する。この場合の「回収可能価額」とは、その「資産又は資産グループ」を使い続けることによる使用価値（将来キャッシュ・フローの割引現在価値）と売却による正味売却価格のいずれか高いほうとされている。なぜなら、企業はいずれか高い方の金額を回収することができるからである⁵。

⑤ キャッシュ・フロー生成単位が資産グループである場合には、資産グループについて認識された減損損失の金額を、当該資産グループに属する各資産に（帳簿価額などの合理的な基準で）配分し、各資産の帳簿価額を減額する。

以上が簡単ではあるが日本の減損会計のフレームワークである。このような日本の固定資産の減損会計基準については、辻山教授が「資産または資産グループの収益性の低下により投資額が見込めなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理」（辻山 2004 : p.6）であり、「取得原価主義の枠組みのもとで導入された会計処理であるが、これまで用いられてきた固定資産の減価償却とは異なる発想から導きだされた」（辻山 2004:p.6）会計処理であると指摘する。本題に入る前に、この点を丁寧に論じてみよう。周知のごとく、減価償却とは、固定資産の取得価額を当該資産の耐用年数の間に定期的に費用配分する計算手続のことである。減価償却の基礎となる資産の経済的耐用年数は、投資から生み出される将来キャッシュ・フローの見込みの変化によって影響を受ける。わが国における減損処理は記述のとおり「投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額に対する回収可能性が見込めなくなった時点で将来に損失を繰り越さないために帳簿価額を減額する会計処理」である。この減損処理の本質に照らすと、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識できない。なぜなら、将来期間では帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合もあり、また、過年度の減価償却などを修正したときには、修正後の帳簿価額の回収が見込める場合もありうるからである。

ところで、現行の制度上認められている、例えば、定額法や定率法といった減価償却計算は、規則的な適用が求められているだけで、当該投資がもたらすキャッシュ・イン・フローのパターンを反映させるのに最も適した減価償却方法を選択することは必ずしも求められていない。例えば、每期一定のキャッシュ・フローを生み出す投資の使用価値 V_t は、時間の経過とともに、原点に対して凹の形で減少していく。つまり、生み出されるキャッシュ・フローが每期一定である場合には、使用価値の減少額は時の経過とともに逓増していくので、このキャッシュ・

⁵ 辻山教授によれば、④を踏まえて「減損会計は時価会計とは異なっている。資産の時価が下落しても、資産または資産グループから生み出されるキャッシュ・フローによって投資額が回収できると判断される限りは、簿価を切下げる必要はないからである」（辻山：2003,p.6）と言及している。この言及のところからも、減損会計はあくまでも主観のれんの減損が発生したときに測定するのであって、単なる時価評価会計とは異なることがうかがえるであろう。

フローのパターンを減価償却に厳密に反映させるためには通増償却が求められるが、現行の制度上、通増償却は認められていない。ただし、キャッシュ・フローがこのように每期一定であるような投資パターンの場合には、定額法・定率法のいずれの減価償却方法を用いても各期の簿価 B_t が使用価値 V_t を上回ることはない。

通常、企業が事業投資を行うのは、投資の視点で投資額 B_0 を上回る使用価値 V_0 が期待されている場合である。投資の視点で期待されていたのれん（無形価値、 $V_0 - B_0$ ）は、投資の続行を通じて有形財に転換されていく。企業会計上の利益計算においては、減価償却手続きを通じて当初の投資額 B_0 が年々の費用に算入され、キャッシュ・フローの獲得を通じてほかの有形資産に姿を変えるとともに、投資額を上回る余剰は利益として配当原資に充当されていくが、投資の使用価値 V_t と期末簿価 B_t との関係は必ずしも常に $B_0 < V_0$ の関係になるわけではないというところがポイントである。

次に、正味キャッシュ・フローの発生パターンが極端に投資の初期に偏っている場合に、定額法に基づく減価償却を行った場合は、任意の時点における V_t と B_t の関係が逆転する可能性がある。定率法を用いた場合でも、耐用年数の途中で両者の関係が逆転しないという保証はない。

一方、投資の始点において V_0 の推定の基礎として用いられていた将来キャッシュ・フローは、その後の事業遂行の過程で常に必ずその通りに実現するとは限らない。日本における減損損失とは、過去に見積もられた V_0 の基礎になったキャッシュ・フローが現実にはその通りに実現せず、事後的に測定された V_0 が B_0 を下回っていることが判明した場合に、当該投資の失敗を表す損失額を利益計算に反映させるために行われる簿価の切下げである。

期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、投資の回収可能性の低下による本来の減損損失を正しく認識できないため、減損会計基準では、期末の帳簿価額 (B_t) と使用価値 (V_t) の差額のうち、減価償却の遅れに起因する部分と投資の回収可能性の低下に起因する本来の減損部分とをあえて区別せずに、一括して減損損失として処理することになるのである。そして、このような日本の減損の考え方の底流に流れているのが、主観のれん説（主観価値説）である。そこで、次は、主観のれん説について検討してみることにする。

3. 主観のれん説（主観価値説）についての整理

主観のれんという考え方について、斎藤教授および大日方教授等の諸文献を紐解きながら整理していきたい。大日方教授は、大日方[1994]の中で、主観のれんを「ある投資プロジェクトから期待される正味キャッシュ・フローの現在価値から、そのプロジェクトに利用される営業資産の購入価格（プロジェクトの投資額）を差し引いた額」であると説明する。すなわち、投資の経済性計算での「現在価値法」における正味現在価値（投資からの正味キャッシュ・フローの現在価値から投資額を差し引いた差額）に該当する。この正味現在価値（投資時点での主観のれん）がプラスかどうか、その投資案を採択するかどうかの決定基準となる。主観のれんを定式化すると、「主観のれん＝資本価値（ないし資本財価値）－資本財価格」であり、「各時点での主観のれん＝各時点の資本財の割引現在価値－その時点の資本財価格」となる。そして、それが主観のれんといわれるのは、資本価値ないし資本財価値が所有者の期待から導出される（期待現在割引価値－主観価値）からである。ここにいう、主観価値、ないし、主観のれんは、Edwards

E.O. and P.W.Bell [1961]の第2章で提唱されたものが原初である⁶。

斎藤教授は、斎藤 [1995] において、実物投資の成果測定と金融投資の成果測定の違いを「主観のれん」という概念で説明する。まず、「市場平均を上回る成果を期待した事業用の実物資産は、だれがどう使うのかで異なるのれん価値を持っているが、株式のような金融資産はつねに時価に等しい価値しかなく、一般にはだれが持ってもそのれん価値は生じない。大きく分ければ、企業はこうした2種類の資産に投資をする。企業の価値を評価するには性格の違ったこれらの資産を、別々の方法で評価するほかはない。どちらも決め手は将来キャッシュ・フローだが、実物資産についてはそれを企業ごとに自分で予測する一方、金融資産については市場の評価、つまり時価をそのまま使えばよい」(p.41)ここでは、①投資の性格の違い→②別々の方法で資産評価、という視点が説かれている。そして、「誰がどう使うのかで異なるのれん価値」(すなわち、主観のれんがプラス)をもつ実物資産と、「誰がもつものれん価値は生じない」(すなわち、主観のれんがゼロ)金融資産との区別とそれぞれに対応する評価基準の区別、すなわち①実物投資と金融投資の性格の相違→②実物資産と金融資産の評価の相違である。このあたりの関係図は大日方 [2013] P.95 の図表 4-1、4-2 がくわしい (別表を参考に)。

すなわち、「将来のキャッシュ・フローがいつでも時価で取引される金融投資と違い、実物投資の投資の成果はキャッシュ・フローを待たなければ決められない。利益の実現とか原価の配分といった概念が、そこでは依然として意味を持つ。成果の測定に当たって、事前の期待をどのような事実で事後に確かめるかが、資産の価値と時価の関係に応じて異なるわけである。」

(p.42) そして、「このように、時価の変動に基づく成果の測定は、実物投資には無意味でも金融投資には意味がある (後略)」(p.42) この点を踏まえて石川教授は、石川 [1998] で「重要な点は2つある。まず第1は成果測定が事前の期待をどのような事実で事後に確かめるかという点から説明されているころ、そしてそのどのような事実で事後に確かめるかが実物投資と金融投資で異なる… (中略) …事後に確かめるという点は同じでも、どのような事実で確かめるかその確かめ方が投資の性格の違いにより異なるだけである」と指摘する。それに伴い、「実現の中身が投資の性格によって異なる」⁷ (p.137) のであると指摘する。

主観のれん説の論理的な特徴は、「主観のれん」概念を媒介にした「実現」概念のとらえ方であることをここでは最後のまとめとしておきたい。

それでは、次に日本における減損会計基準における減損の意味を、主観のれんを軸にして説明し直してみたいと思う。「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」において、減損処理に係る基本的な考え方は、「減損処理は、本来投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と考えられるから、期末の帳簿価額を将来の回収可能価額に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできない。帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合もあり、また、過年度の減価償却等を修正したときには、修正後の帳簿

⁶ Edwards E.O. and P.W.Bell [1961]の著書が書かれた時代は、アメリカにおいてインフレーションが激しい時期であったため、価格変動といいつつも価値の下落のことを想定していたかどうかは判断が難しい。

⁷ 石川 [1998] で2つの実現について図表でまとめておられる。

投資の成果 (業績) 測定…「事後と事実の確認」: 実現利益

I) 実物投資…キャッシュ・フローの獲得 (換金) = 実現 I

II) 金融投資…時価の変動そのものが実現 (換金は問題でない) = 実現 II

価額の回収が見込める場合もありうるからである。」と記されている。

ここでは、「投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価するための切り下げ」という点がポイントである。すなわち、過去に獲得済みのキャッシュをも考慮して見積もった総回収見込額（より正確には、その投資開始時点における割引現在価値）と投資原価との関係と考えられる。将来事象を見積もり直した時点において（過去に遡って）見積り直した「投資に着手した時点における投資プロジェクトの（利用）価値」と投資価値との大小関係が問題となる。

事後的に見積り直した総回収見込額が投資原価（当初の投資額）に満たなくなった場合、その一部はキャッシュの獲得に貢献しないという意味で結果的に過剰となっている。そのような過剰投資額の一部は、将来キャッシュ・フローを見積み直した時点までに、生起の減価償却手続を通じて償却済みとなっているが、逆にキャッシュへの貢献が期待できないにもかかわらず未償却のまま繰り越されている部分もありうる。このような部分については将来に繰り越す必然性を見出せないことから、正規減価償却手続の埒外で切り捨てなければならない。日本の「減損会計基準」において、減損処理はそのための手続（投資期間のいずれにおいても収益への貢献が期待できなくなった部分を切り捨てるための手続）と考えられている。

このような「期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直す手続」は、具体的には、償却不足額の修正手続を指していると理解することができる。

4. 結語

以上、日本における減損会計基準の基底に流れている「主観のれん」説について、検討を加えてきた。ここで指摘したことは次のとおりである。①日本における減損会計基準は、エドワーズ＝ベルの「経営利益の理論と測定」の第2章の主観のれん説を軸に組み立てられていること、②主観のれんの本質は、投資プロジェクトの全体計算における投資価額の超過分であり、主観のれんの実現部分が収益計算に組み込まれていること、そして、③日本の会計基準における減損測定には、主観のれんが回収できないと推定される部分を測定している点に特徴がある。ということである。日本の会計基準における主観のれん思想はそのほかの会計基準にも適用されていると考えられる部分があるので、今後の課題としては、主観のれん説と個別会計基準の関係性についてより詳細に見ていくことにしたい。

【引用・参考文献】

Financial Accounting Standard Board(FASB),FASB Statement No.121,Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Deposed Of March 1995)

Edwards E.O. and P.W.Bell,*The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press,1961.（中西寅雄監修、伏見多美雄、藤森三男訳編『意思決定と利潤計算』日本生産性本部、1964年5月。

石川純治『時価会計の基本問題—金融・証券経済の会計—』中央経済社、1998年。

石川純治「減損会計と利益計算の構造」『企業会計』第53巻第11号、2001年11月 pp.4-14。

梅原秀樹「減損会計における測定と回収可能性 日本基準の健闘を中心として」『企業会計』第55巻第8号、2003年8月、pp.70-76。

- 大日方隆「原価主義会計の意義と問題点」、「時価主義会計の意義と問題点」(斎藤静樹編著『企業会計における資産評価基準』第一法規、第2部第1、2章所収)1994年2月。
- 大日方隆『企業会計の資本と利益一名目資本維持と実現概念の研究』森山書店,1994年6月
- 大日方隆「アドバンスト財務会計(第2版)」中央経済社,2013年1月。
- 加井久雄「投資意思決定の観点からの減損会計の考察」『新潟大学経済学年報』第29号,2005年1月,pp.1-16。
- 斎藤静樹[1995]「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPA ジャーナル』No.479。
- 斎藤静樹「会計上の評価と事業用資産の減損」『会計』第159巻第4号,2001年4月,pp.13-27。
- 斎藤静樹「会計基準の研究(増補改訂版)」中央経済社、,2010年10月。
- 桜井久勝「巻頭論文 減損会計と割引現在価値の測定」『税経通信』第57巻第10号,2002年7月,pp.17-24。
- 醍醐聡「現在価値評価と減損会計」『税経通信』第55巻第15号,2000年12月 pp.23-29。
- 高瀬央「Accounting & Legal Mind 『減価償却』と『減損』とその基本思考としての「配分」と『評価』と」『税経通信』第58巻第4号,2003年4月,pp.164-173。
- 高橋二郎「減損会計の計算構造と機能に関する一考察 考えられる会計処理と現行制度の比較を通して」『経済論叢(京都大学)』第182巻第5・6号,2008年11月12月,pp.78-107
- 田中健二「減損会計導入の背景」『証券アナリストジャーナル』第40巻第9号,2002年9月,pp.49-57。
- 辻山栄子「固定資産の評価」『企業会計』第53巻第1号,2001年1月,pp.31-39。
- 辻山栄子・逆瀬重郎・都正二・秋葉賢一・平松朗・伊藤大義・小宮山賢「座談会『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』をめぐって」『JICPA ジャーナル』通巻第568号,2002年11月,pp.11-24。
- 辻山栄子・小宮山賢・川村義則・鳥飼裕一・石原秀威「特別座談会『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』をめぐって」『税経通信』第57巻第15号,2002年11月,pp.118-141。
- 辻山栄子・平松朗・荒木和郎・川村義則「座談会『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』について」『企業会計』第54巻第11号,2002年11月,pp.18-37。
- 辻山栄子「減損会計の基本的な考え方」『企業会計』第54巻第11号,2002年11月,pp.38-44。
- 辻山栄子(編著)「逐条解説 減損会計基準(第2版)」中央経済社,2004年1月。
- 山岸聡「固定資産の減損会計」『企業会計』第56巻第10号,2004年10月,pp.47-57。
- 米山正樹『減損会計—配分と評価』森山書店,2001年7月
- 米山正樹『会計基準の整合性分析—実証研究との接点を求めて—』中央経済社,2008年10月